

仕様書

宝塚市SNS用子育て支援活動等紹介動画及び記事制作業務委託について、実施要領に基づき、次のとおり仕様を定める。

1 委託名

宝塚市SNS用子育て支援活動等紹介動画及び記事制作業務委託（子政委－3）

2 業務目的

子どもと子育て世帯にやさしいまち・宝塚市の実現に向け、本市公式SNS（Instagram及びnote）用の紹介動画及び記事を制作し、本市の子育て支援に関する情報を効果的に発信する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで
（※契約締結日は、令和6年（2024年）10月1日を予定）

4 委託場所

宝塚市内一円 地内

5 業務内容

受注者は、下記について、発注者の承認を得た上で、業務を遂行すること。その際に、以下のとおり実施するものとする。

- ① 企画、コンセプト、実施体制等について、業務実施計画を策定すること。
- ② 企画等については、発注者と受注者の双方が提案を行い、協議の上、実施すること。
- ③ 発信数は、下記（1）（2）をそれぞれ、年間12本程度ずつ（10月から平均月2本以上）を発信するものとし、企画、取材、撮影、編集、提出までを一貫して行うこと。SNS投稿は、発注者が行うものとする。
- ④ 動画及び記事は発注者及び取材対象者の確認を受けること。受注者の責めに帰すべき事由及び発注者の確認により不当と認められる場合は、それらの内容の訂正や修正等を行うこと。

（1）Instagram用動画の制作

受注者は、提案内容に基づき、「市公式Instagram」用のリール動画を制作すること。

ア 動画の長さは30秒～1分程度とすること。

イ 動画配信後の調査・分析を行うこと。

ウ 動画配信後は、企画の内容、動画の内容、発信の方法等について、改善を図ること。

(2) n o t e用記事の制作

受注者は、提案内容に基づき、「市公式n o t e子育てマガジン」用として、上記(1)に関連し、以下の内容を反映した記事を制作すること。

ア 掲載記事の文量、写真点数は、公開済の「市公式n o t e」の記事を基本とし、発注者と協議の上、決定すること。

イ 掲載内容は動画、画像、テキスト等を含み、発注者と協議の上、適切な形式により作成すること。

ウ 記事は発注者の判断により、発注者が所有する広報媒体及び市の事業を周知するための他メディア等に転載できるものとする。

6 業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合には、特別の理由があると認めた場合を除き、提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

7 業務成果の報告及び納品等

(1) 毎月、業務報告書として取りまとめて、翌月10日までに発注者に提出すること。

(2) 制作した動画は、指定した日までに成果品として発注者に納品すること。納品の方法及び納品日等は、発注者と受注者が協議の上決定する。

(3) 業務完了後、30日以内に、業務完了報告書を提出すること。

(4) 業務完了後、上記(1)～(3)に係る電子データ一式を提出すること。

8 業務成果の帰属等

(1) 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他、知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

9 支払い条件

業務完了後、受注者は毎月の業務報告書提出時に委託料について請求し、発注者は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。また、前払金及び部分引渡しに係る委託料の支払いは行わない。

10 留意事項

(1) 受注者は、委託業務を総括する主任技術者（以下「責任者」という。）を置き、発注者と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 責任者は、発注者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、発注

者と緊密な連携・調整を図るとともに、受注者の業務遂行管理を行うこと。

- (3) 受注者は、責任者を変更する際には、発注者の承認を受けること。
- (4) 契約金額には、取材及び動画制作等の業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案協議により委託事業者が決定した後、発注者との協議により変更することがある。
- (6) 受注者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (7) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 別紙「秘密保持等に関する特記仕様書」に基づき、委託業務を実施すること。
- (9) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び業務遂行管理）を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を市に提出し、市の承認を得た場合は、市が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

1 1 その他特記事項

業務の実施にあたっては、受注者は発注者と逐次協議を行うとともに、本仕様書に明示が無い事項について疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示を受けるものとする。